

会議の名称	令和7年度 第4回 都城市国民健康保険運営協議会
日 時	令和7年10月29日（水）午後3時～午後3時50分
場 所	本庁南別館4階 研修室
出席委員	森田委員、和田委員、時任委員、福島委員、柿木原委員 永友委員、徳留委員、山森委員、川島委員
欠席委員	北別府委員、高城委員、濱田委員、落合委員
事務局	岩崎健康部長 保険年金課 河津課長、大井副課長、大峯主幹、平川主幹、東主幹、 東専門員、満行主事、肥田主事
傍聴者数	無
会議次第	1 開会 2 健康部長あいさつ 3 会長あいさつ 4 議事 前回までの振り返り （1）答申案の検討 5 その他 6 閉会
配布資料	令和7年度第4回国民健康保険運営協議会次第 出席者名簿 令和7年度第4回国民健康保険運営協議会
議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	1 開会 2 健康部長あいさつ 3 会長あいさつ 4 議事 議事録署名委員選出 議長の指名により1名選出 前回までの振り返りについて 令和7年度第4回 国民健康保険運営協議会資料（p.2-p.8）により事務局説明
議長	前回までの振り返りについて事務局から説明がありました。 ご質問はございませんか？ 質疑無し

事務局	(1) 答申案の検討 令和7年度第4回 国民健康保険運営協議会 (p.9-p.12) により事務局説明
議長	10月1日、15日と審議いただき、今、11ページの諮問の背景を説明いただきましたが、市長からは、2つの項目に分けて諮問をいただきました。 答申案1 国民健康保険税賦課方式及び賦課割合について何かございませんか。
委員	賦課方式を4方式から3方式へ変更し、資産割を1年で廃止する方針については、私は賛成です。 国民健康保険の制度は、非常に複雑で市民の皆さんにとっても理解しづらい面があります。そうした中で、段階的に3年かけて資産割をなくすよりも、1年で整理してしまう方が、制度として分かりやすく、市民にも説明しやすいと考えています。 また、今回、均等割の負担が増える世帯に対しては、基金を活用して、激変緩和を行うという対応が示されていますので、急激な負担増を避けつつ、円滑に制度を移行できる点も評価できます。 よって、今回1年での資産割廃止は、市民目線でも理解しやすく、実務的にも適切な対応だと考えます。
議長	ただいま賛成の立場でのご意見をいただきました。 確かに、国民健康保険制度は複雑で分かりづらいところがあります。8年度に実施する時は、詳しい説明が必要になるかもしれませんので、その点は十分ご配慮くださるようお願いします。
議長	他にございませんか。
委員	私も資産割廃止には賛成です。 以前質問したのですが、三股町に土地があっても資産割は課税されず、都城にあれば資産割が課税されるという課税状況に差があるのは、不公平だと思うので、資産割は廃止でいいと思います。 8年度から所得割、均等割、平等割の3方式とするのは、国の政策があることなので、反対の余地はないと思います。 具体的な税率の数値がないので、捉えどころがないのですが、税率が出た場合は、私たちに教えてもらえないでしょうか。

事務局	具体的な税率につきましては、県の方の納付金の金額が分からないと必要額が分かりませんので、保険税を、被保険者の方から、いくらいただく必要があるのか分かりません。 県の方から、納付金の金額が示されるのが 1 月の上旬ぐらいだと思いますので、それから、必要額を算出して税率を決めていきたいと思っておりますので、それまでお待ちいただければと思います。 委員の皆さまには、当然、税率がいくらになった、いくらになるというのはお示しする必要があると思っておりますので、対応をさせていただきます。
委員	税率の決定に際しては、よく考慮していただきたいと思います。都城、宮崎県は、全国の中でも低所得の県であるうえに、国民健康保険加入者は所得が低い場合が多い。応能割については、今までの資産割が無くなることで、所得割のみになっていきますので、是非、そこは慎重に検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。
議長	他にございませんか。
議長	それでは、答申案 1「国民健康保険賦課方式及び賦課割合について」決をとりたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。 賛成委員挙手
議長	全会一致ということで挙手をいただきました。ありがとうございました。それでは、事務局から示されたとおり、承認いたします。
議長	答申案 2「子ども・子育て支援納付金課税（仮称）について」事務局より説明をお願いします。
事務局	令和 7 年度第 4 回 国民健康保険運営協議会（p.12）により説明
議長	ご意見等ございませんか。
委員	私ども被用者保険でも、子ども、子育て支援につきましては、よくわからない中、具体的な形が見えない中で準備をしてるところです。 私達にもよく伝わっていない中で、市民の方に、これが始まりますよと伝えることは、なかなか大変だと思いますので、しっかり情報が出たところで、アナウンスを丁寧に都度都度していただきたいというお願いです。よろしくお願いします。

議長	ごもっともな意見だと思います。まだまだ、国の方で具体的なことが詰まらないので、この会が今日で終わりなので、知る由もない。そのあたりの配慮について事務局のお考えがあればお願いします。
事務局	具体的に通知等で示されましたら、また、委員の皆さまには、内容等を説明させていただいて、それに伴って、子ども子育て支援納付金課税の税率も決めていかないといけませんので、先ほども申し上げたとおり、税率が決まった際には、子ども子育て支援金についても説明をさせていただきたいと思っております。 現時点では、国から具体的にどうするというのも示されておりませんし、県の方もそこは苦慮しているようなので、情報が入り次第、また検討させていただこうと思っております。よろしくお願いします。
議長	見通しとしては、条例を改正しないといけないので、3月議会に提案することになると、逆算すると、1月の末か、2月初めごろには、国から示されますよね。
事務局	そうですね。最終期限が2月の下旬だと思いますので、それまでには示されないと、議会にも提案ができませんので、それまでには、皆さまにも説明をさせていただこうと思っております。
議長	日程が難しい中、恐縮ですが、御配慮お願いします。 他ございませんか。 意見無し
議長	それでは、採決に入ります。事務局案に賛成される委員の皆さまは挙手をお願いします。 賛成委員挙手
議長	全会一致ということで、事務局案のとおり承認いたします。
議長	その他、全体をとおしてご意見等ございませんか。 意見無し
議長	補足的に事務局から説明されることもございませんか。 説明なし
事務局	令和7年度第4回 国民健康保険運営協議会 (p.13- p.14) により説明

議長	今後のスケジュールと今回の改正に伴う市民への周知について説明がありました。昭和36年の国民皆保険が初まって以来の、多分、私の承知している限り、大改革になるのではないかと考えています。 従って、市民の皆さまからの質問等が多数予想されますので、事務局としては大変ですが、懇切丁寧にご教示いただければ助かると思いますので、御配慮方よろしくをお願いします。
事務局	答申書案配付
議長	今配られた答申書案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	答申書案読み上げ
議長	委員の皆さまから出た意見を、要望事項として付記して答申書としてあげていきたいと思います。
委員	ちょっとよろしいでしょうか。
議長	はい、どうぞ。
委員	賦課方式が令和8年度、賦課割合は令和8年度から10年度ということで、私は同時にやっていくと思っていたのですが、賦課方式は8年度、賦課割合は8年度から10年度と書いてあるのは、何か違いがあるのでしょうか。
事務局	令和8年度は、資産割を廃止だけして、この資産割を廃止した分を均等割の方に賦課します。
委員	その時の賦課割合は必ずしも、この50：35：15ではないという理解でよろしいでしょうか。
事務局	はい、賦課割合は、令和10年度までかけて、8年度、9年度、10年度で調整していくことになります。
議長	よろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	他に何かございませんか。 意見なし

議長	それでは、この答申書案どおり、答申いたします。
議長	最後に、何かございませんか。
議長	意見がないようでしたら、皆さまにお礼を申し上げたいと思います。 3回に渡って、拙い会の進めでお世話をさせていただきましたが、皆さま方の御協力で、滞ることなく予定どおり答申までこぎ着けることができました。皆様方の御協力のおかげで、議長の職責を全うできたと思っています。皆様の御協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。 事務局へお返しします。
事務局	5 その他 河津課長から委員の皆さまへお礼のあいさつ 6 閉会

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

議長 柿木原 康雄

委員 山森歌織